# 山梨県労働委員会年報

平成23年版

山梨県労働委員会事務局

### はじめに

この年報は平成23年1月から12月までの間における本県労働委員会の活動状況の概要等を収録したものです。

平成23年に取り扱った事件は、労働争議の調整(あっせん)事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が7件でした。

ここ数年で少しずつ、個別的労使紛争の取扱件数は増加しており、個別的労使紛争の解決機関としての当委員会の役割も認知されてきたのではないかと思われます。

さて、集団的労使紛争が減少し、個別的労使紛争が増加する中で、労働委員会がその機能を発揮し、使命を果たすための具体的方策について、中央労働委員会と各都道府県労働委員会で構成する全国労働委員会連絡協議会から、平成23年6月に「労働委員会活性化のための検討委員会第2次報告書」の提出があり、その中で「迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策」が報告されています。当委員会においては、報告書で提案された事項を踏まえつつ、申立があった際に円滑な審査が行えるよう、日々研鑽を積むことが肝要であると考えております。

この年報が、日頃から労使問題に携わり、あるいは関心を寄せられている皆様の参考となり、当委員会の活動状況についてご理解をいただくとともに、よりより労使関係のための一助となれば幸いです。

平成24年3月

山梨県労働委員会事務局

雇用形限	§の概況と労働組合の組織状況	······ 1
1	雇用形態の概況	1
2	労働組合の組織状況	2
第1章	労働委員会の概要	5
第1領	節 沿	5
第2領	布 組 織	······ 7
1	概 要	······ 7
2	委 員	8
3	あっせん員候補者	g
4	事 務 局	10
第3領	節 運 営	11
1	労働委員会の職務権限	11
2	会議·研修	11
第2章	会議・研修	12
第1領	が 総     会	12
第21	<ul><li></li></ul>	15
第3領	前 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	15
第4節		
第3章	労働組合の資格審査及び決定	25
第4章	労働協約の拡張適用の決議	26
第5章	不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	26
第6章	不当労働行為救済申立事件の再審査	26

第7章	行政訓	<b>F訟</b>	27
第8章	公益事	F業における争議行為予告違反に対する処罰請求	27
第9章	地方公	会営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告続	示 28
第10章	公益事	事業における争議行為予告通知の受理	29
第11章	争議行	f為発生届の受理	29
第12章	労働争	P議の調整	30
1	事件の	)処理状況	30
2	事件の	)概要	31
第13章	公共鵈	************************************	33
第14章	個別的	     対使紛争に係るあっせん	34
1	事件の	)処理状況	34
2	事件の	)概要	35
3	労働相	目談	48
[資 #	学]		
• (	資料1)	年別·労働組合資格審査状況	49
• (	資料2)	年別·不当労働行為救済申立事件申立状況	50
• ( )	資料3)	年別·不当労働行為救済申立事件終結状況	51
• ( )	資料4)	年別産業別·不当労働行為救済申立事件申立件数	52
• ( )	資料 5)	年別·調整事件申請状況	54
• (4	資料 6)	年別·調整事件終結状況	56
• (4	資料7)	年別産業別·調整事件申請件数	58
• (	資料8)	年別・個別あっせん事件申請・終結状況	60

### 雇用形態の概況と労働組合の組織状況

#### 1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査特別集計の「平成23年7~9月期平均」によると、正規の労働者(職員・従業員)数は3168万人、非正規の労働者数(職員・従業員)は1729万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は35.3%と、総務省が四半期ごとに調査するようになった平成14年以来最も高い水準となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1181万人、労働者派遣事業所の派遣社員の数は95万人、契約社員及び嘱託の数は333万人、その他120万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

											合
	年次,四半期等	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	パート・ アルバイ ト	パート	アルバイト	労働者 派遣事業所 の派遣社員	契約社員 •嘱託	その他	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員
	昭和59年2月	3, 333	604	440	_	_	_	16	64	85	15
	60年2月	3, 343	655	499	360	139	_	15	56	84	16
	61年2月	3, 383	673	523	381	142	_	15	50	83	17
	62年2月	3, 337	711	561	414	147	_	15	50	82	18
労	63年2月	3, 377	755	599	443	156	_	15	56	82	18
働	平成元年2月	3, 452	817	656	468	188	_	16		81	19
力	2年2月	3, 488	881	710	506	204	_	17	_	80	20
調	3年2月	3, 639	897	734	522	212	_	16		80	20
査	4年2月	3, 705	958	782	555	227	_	17	_	80	21
特	5年2月	3, 756	986	801	565	236	_		35	79	21
別	6年2月	3, 805	971	800	559	241	_	17		80	20
調	7年2月	3, 779	1,001	825	563	262	_		76	79	21
	8年2月	3,800	1,043	870	594	276	_	17		79	22
査	9年2月	3, 812	1, 152	945	638	307	_	20		77	23
	10年2月	3, 794	1, 173	986	657	329	_	18		76	24
	11年2月	3, 688	1, 225	1,024	686	338	_	20		75	25
	12年2月	3,630	1, 273	1,078	719	359	33	16		74	26
	13年2月	3, 640	1, 360	1, 152	769	382	45	16		73	27
	14年平均	3, 489	1, 451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
労	15年平均	3, 444	1,504	1, 089	748	342	50	236	129	70	30
働	16年平均	3, 410	1, 564	1, 096	763	333	85	255	128	69	31
力	17年平均	3, 374	1,633	1, 120	780	340	106	278	129	67	33
調	18年平均	3, 411	1,677	1, 125	792	333	128	283	141	67	33
査	19年平均	3, 441	1,732	1, 164	822	342	133	298	137	67	34
詳	20年平均	3, 399	1,760	1, 152	821	331	140	320	148	66	34
細細	21年平均	3, 380	1,721	1, 153	814	339	108	321	139	66	34
和生	22年平均	3, 355	1, 755	1, 192	848	345	96	330	137	66	34
集計	23年1~3月平均	3, 164	1, 739	1, 189	833	355	92	340	118	65	
計	4~6月	3, 252	1,701	1, 159	836	323	90	333	119	66	
	7~9月	3, 168	1,729	1, 181	842	339	95	333	120	65	35

出典:総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力調査特別 調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。 ※労働力調査(詳細集計)においては、平成23年1~3月期平均以降、東日本大震災の影響で調査実施が困難となった岩手県、 宮城県及び福島県を除く全国の結果を公表している。時系列比較には注意を要する。

#### 2 労働組合の組織状況

平成23年6月30日現在の全国の労働組合数 (※1) は55,147組合 (前年55,910組合)、組合員数 (※2) は9,960,591人 (前年10,053,624人) となっており、前年より組合数で763組合の減少、組合員数で93,033人の減少となった。なお、推定組織率については、表章していない。 (※3) (厚生労働省調べ)

県内の労働組合数 (※1) は356組合(前年361組合)、組合員数 (※4) は50,210人(前年50,840人)、推定組織率 (※5) は14.1%(前年14.4%)となっており、前年より組合数で5組合の減少、組合員数で630人の減少、推定組織率は0.3ポイントの減少となった。 (※6)

平成22年7月から1年間の組合数の増減の内訳は、新設等により7組合増加し解散等により12組合減少となっている。

産業別にみると、組合数では製造業が77組合(21.63%)で最も多く、次に 公務が48組合(13.48%)、運輸業・郵便業が40組合(11.24%)の順になって いる。

組合員数では製造業が14,396人(28.67%)で最も多く、次に公務が8,529人(16.99%)、教育・学習支援業が6,445人(12.84%)の順になっている。(県産業労働部労政雇用課調べ)(※7)

- ※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞ れ1組合として集計したもの
  - ・単位組織組合:規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動 を行い得る下部組織(支部等)を持たない労働組合をいう。
  - ・単一組織組合:規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織 (支部等)を有する労働組合をいう。
  - ・単位扱組合:単一組織組合の最下部の組織(支部等)をいう。
- ※2 全国の組合員数は、単位組織組合と単一組織組合の組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下 部組織に属していない本部の組合員が存在する。
- ※3 平成23年の推定組織率については、労働力調査(平成23年6月分)が東日本大震災の影響により調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて雇用者数の結果を公表しているため表章していない。
- ※4 県内の組合員数は、単位組織組合と単一組織組合の組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下 部組織に属していない本部の組合員が存在する。
- ※5 県内の推定組織率は、県企画部統計調査課が実施した平成21年経済センサス基礎調査で得られた雇用者数を基に計算した平成23年推定雇用者数で除した数値である。
- ※6 県内の「労働組合数」及び「組合員数」の過去からの推移については3ページを参照
- ※7 県内の産業別の「労働組合数」及び「組合員数」の内訳については4ページを参照

#### 県内の労働組合数及び組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分	組名	<b>計数</b>	組合	 員 数	推定		<del>数. 1 //</del> 対 前 <sup>/</sup>		F=100 減
年次		指数		指数	組織率	組合	1		計員数
昭和35年	359		38,055	64.1	_	_	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	_	_	-	-	_
45年	421	94.0	52,406	88.3	_	_	-	-	_
50年	494	110.3	55,333	93.2	_	_	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	_	_	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	_	_	-	-	_
61年	502	112.1	60,563	102.0	_		3		1,153
62年	495	110.5	61,306	103.3	_	$\triangle$	7		743
63年	504	112.5	59,895	100.9	_		9	$\triangle$	1,411
平成元年	498	111.2	60,330	101.6	_	$\triangle$	6		435
2年	495	110.5	60,852	102.5	_	$\triangle$	3		522
3年	497	110.9	61,343	103.3	_		2		491
4年	496	110.7	62,004	104.5	_	$\triangle$	1		661
5年	497	110.9	62,508	105.3	_		1		504
6年	487	108.7	61,344	103.3	_	$\triangle$	10	$\triangle$	1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	_	$\triangle$	2		752
8年	481	107.4	62,082	104.6	_	$\triangle$	4	$\triangle$	14
9年	479	106.9	61,958	104.4	_	$\triangle$	2	$\triangle$	124
10年	464	103.6	60,647	102.2	_	$\triangle$	15	$\triangle$	1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	_	$\triangle$	6	$\triangle$	1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	_	$\triangle$	10		226
13年	446	99.6	57,912	97.6	_	$\triangle$	2	$\triangle$	1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	_	$\triangle$	2	$\triangle$	2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	_	$\triangle$	6	$\triangle$	983
16年	432	96.4	53,957	90.9	_	$\triangle$	6	$\triangle$	878
17年	405	90.4	53,586	90.3	_	$\triangle$	27	$\triangle$	371
18年	390	87.1	52,789	88.9	_	$\triangle$	15	$\triangle$	797
19年	381	85.0	52,337	88.2	_	$\triangle$	9	$\triangle$	452
20年	377	84.2	52,280	88.1		$\triangle$	4	$\triangle$	57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	$\triangle$	8	$\triangle$	824
22年	361	80.6	50,840	85.6		$\triangle$	8	$\triangle$	616
23年	356	79.5	50,210	84.6	(参考)14.1	Δ	5	Δ	630

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

※推定組織率は、事業所・企業統計調査(平成18年まで実施)で推計してきたが、平成21年から経済センサスに統合された。そのため、平成21年以降については、経済センサスを使用し再計算を実施した。なお、両調査結果は差異が生じているため、昨年の推計組織率(「事業所・企業統計調査」を使用して算出した組織率)と異なっているが、総務省では、調査手法が異なっていることから、調査結果が差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

※平成23年の推定組織率は、東日本大震災の影響により調査が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて推計しているので、参考値とする。

### 県内の産業別組合数及び組合員数の状況

#### 組合数

平成23年6月30日現在

産業	組合数	構成比(%)
製造業	77	21.63%
公務	48	13.48%
運輸業、郵便業	40	11.24%
卸売業、小売業	38	10.68%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連 サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サー ビス業(他に分類されないもの)	34	9.55%
教育、学習支援業	25	7.02%
医療、福祉	25	7.02%
金融、保険業·不動産業、物品賃貸業	22	6.18%
建設業	14	3.93%
情報通信業	14	3.93%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	1.97%
宿泊業、飲食サービス業	5	1.41%
農業·林業·漁業	4	1.12%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.28%
分類不能の産業	2	0.56%
合計	356	100.00%

### 組合員数

産業	組合員数	構成比(%)
製造業	14,396	28.67%
公務	8,529	16.99%
教育、学習支援業	6,445	12.84%
卸売業、小売業	4,030	8.03%
金融、保険業·不動産業、物品賃貸業	4,352	8.67%
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連 サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サー ビス業(他に分類されないもの)	2,959	5.89%
医療、福祉	2,367	4.71%
建設業	2,211	4.40%
運輸業、郵便業	1,835	3.65%
情報通信業	1,389	2.77%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,345	2.68%
宿泊業、飲食サービス業	195	0.39%
農業·林業·漁業	58	0.12%
鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.05%
分類不能の産業	73	0.14%
合計	50,210	100.00%

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

### 第1章 労働委員会の概要

#### 第1節 沿 革

(1) 昭和20年12月、労働組合法(旧法)の公布により、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権が保障され、労働運動の保護助成措置が講じられるとともに労働委員会制度が設けられた。翌21年3月1日同法の施行により、労働問題処理のための行政機関として国に中央労働委員会が、各都道府県に地方労働委員会がそれぞれ設置されることになった。

山梨県では労働組合法施行に伴い、まず労働者を代表する労働者委員と使用者を代表する使用者委員をそれぞれ5名委嘱し、次いで労使各側委員の同意を得て学識経験者の中から第三者委員(中立委員)を5名委嘱し、計15名をもって同年3月20日第1回の総会を開催し、会長、会長代理を選出してその活動を開始した。また、労働委員会発足と同時に事務局も設置された。

- (2) 昭和21年9月27日、労働関係調整法の公布(同年10月13日施行)によって、あっせん・調停・仲裁等の諸手続が明確化され、労働委員会の機能が具体化された。
- (3) 昭和22年10月21日、国家公務員法の公布により一般職の国家公務員には労働組合法や労働関係調整法の適用がなくなった。また、昭和23年7月31日政令第201号が公布され、国又は地方公共団体の職員には同盟罷業等を裏付けとしたいわゆる団体交渉権が認められなくなり、このため官公庁等の事件は労働委員会の管轄から除外されることになった。
- (4) 昭和24年6月1日、労働組合の民主性・自主性の確保、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、労働組合法、同法施行令の全面改正が行われた。

改正の主要事項は、

- ① 労働組合について届出主義から自由設立主義に改められた。
- ② 労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分等の権限が加わった。
- ③ 不当労働行為に対する処罰請求主義が原状回復主義に改められた。
- ④ 委員の「委嘱」が「任命」に改められた。
- ⑤ 第三者委員が公益委員と改称された。
- ⑥ 準司法的機能が公益委員の専管事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることになった。
- ⑦ 中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄 指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。
- (5) 昭和24年8月4日、中央労働委員会規則が公布され、労働委員会が業務 を行う際の細部手続が規定された。

(6) 昭和27年7月31日、労働関係調整法の改正が行われ、緊急調整制度の新設(中央労働委員会)、調整事件における組合の資格審査の廃止、委員とあっせん員との兼職禁止規定の削除、公益事業における争議行為に予告制度が採用されることになった。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員の労働関係については、地方労働委員会が取り扱うことになった。

(7) 昭和37年9月15日、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行に伴い、 労働組合法の争訟に関する規定が改正され、①中央労働委員会に対する再 審査の申立期間について、やむを得ない理由があるときは1週間その期間 を延長する、②労働委員会が行った処分については、行政不服審査法によ る不服申立てをすることができないとされた。

また、中央労働委員会規則が改正され、名称が労働委員会規則に改められた。

- (8) 昭和40年5月、地方公営企業労働関係法の一部改正により、新たに同法 第5条第2項(使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示)の事務が 労働委員会の職務に加わった。
- (9) 昭和 41 年 4 月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が 1 年から 2 年に改められた。
- (10) 昭和52年4月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。
- (11) 昭和60年4月、日本専売公社及び日本電信電話公社は、経営形態が民営 化されたことにより、公共企業体等労働関係法からの適用除外となり、新 たに民間会社として組織替えした日本たばこ産業株式会社及び日本電信電 話株式会社については、労働組合法及び労働関係調整法が適用されること になった。
- (12) 昭和62年4月、日本国有鉄道は、経営形態が分割・民営化され、全国で6 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社など11新事業体と国鉄清算事業団が発足した。

これに伴い、JRグループ各社の労使紛争事件についても、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

また、公共企業体等労働委員会の名称が国営企業労働委員会に変更された。

- (13) 昭和63年5月20日、中央労働委員会と国営企業労働委員会を統合するための労働組合法等の一部を改正するための法律が、第112通常国会において成立し、同年6月14日公布され、これにより中央労働委員会と国営企業労働委員会は同年10月1日付けで統合された。
- (14) 平成12年4月1日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、地方労働委員会の事務が自治事務とされた。
- (15) 平成 13 年 10 月 1 日、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から

事務の委任を受け、当地方労働委員会において個別的労使紛争のあっせんを取り扱うことになった。

- (16) 平成 15 年 3 月 24 日、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為救済申立事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実と地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた所要の規定が整備された。
- (17) 平成 16 年 11 月 17 日、不当労働行為救済申立事件の審査の迅速化及び的 確化を図る観点から、審査体制及び審査手続を整備すること等を目的とし た労働組合法の一部を改正する法律が公布され、平成 17 年 1 月 1 日から施 行されることとなった。

これにより、審査体制の整備を図るため、地方労働委員会の名称が都道府 県労働委員会に変更されるとともに、地域の実情に応じた委員定数の増員 や公益委員の常勤化、不当労働行為救済申立事件における合議体での処理、 都道府県労働委員会による規則制定等が可能となった。また、審査手続を 整備するため、労働委員会に審査計画の作成や審査の目標期間の設定が義 務づけられる一方、迅速かつ的確な事実認定のために証人等への出頭命令 や物件提出命令が可能となった。このほか、和解手続や取消訴訟における 新証拠の提出制限等の規定が設けられることになった。

また、同法の改正に伴い同法施行令及び労働委員会規則も一部改正され、法と同時施行されることになった。

(18) 平成 19 年 10 月 1 日、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が分社・ 民営化(日本郵政株式会社他)された。これに伴い日本郵政株式会社他の 労使紛争事件については労働組合法及び労働関係調整法が適用されること になった。

また、郵政民営化法の施行に伴い、労働組合法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。

(19) 平成 20 年 10 月 1 日、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行により船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争の解決に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管されることになった。また、同法の施行に伴い、労働組合法等の一部改正がなされた。

#### 第2節組 織

#### 1 概要

都道府県労働委員会の組織は、労働者を代表する者(労働者委員)、使用者を代表する者(使用者委員)及び公益を代表する者(公益委員)各同数をもって構成されており、本県の場合は各5名で計15名となっている。

各委員の任命については、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者

委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て知事が任命している。

委員の任期は2年であるが再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は委員の互選により公益委員の中から選出される。

また、労働委員会は労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働争議のあっせんに当たるため、学識経験を有する者で労働争議の解決につき支援を与えることができる者の中からあっせん員候補者を委嘱する。

なお、労働委員会の職務を処理するため事務局が設けられ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び職員が置かれている。

#### 2 委員

第39期委員は平成23年7月1日に任命され任期は2年である。

第39期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏	名	職業・役職	備考
公	◎鶴田	和雄	弁護士	再任
益	〇田中	正志	弁護士	再任
	加藤	里美	特定社会保険労務士	再任
委	勝俣	高明	公認会計士	再任
員	深松	和子	山梨学院大学教授	再任
労	神宮寺	宇 聡	連合山梨会長	再任
働	青柳	和仁	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長	再任
者	窪田	清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長	新任
委	中澤	晴親	連合山梨事務局長	再任
員	萩原	雄二	ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長	再任
使	小池	基次	山梨県経営者協会専務理事	新任
用	小林	隆二	山梨県経営者協会相談役	新任
者	田中	好輔	甲斐日産自動車(株)代表取締役社長	新任
委	松橋	勝美	塩山鋪装(株)代表取締役社長	新任
員	矢澤	雄兒	山梨県食品工業団地協同組合理事長	新任

平成24年3月1日現在

#### 3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第 10 条の定めるところにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者には現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏	名	役職	委嘱年月日
鶴田	和雄	山梨県労働委員会会長	平15. 7.14
田中	正志	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
加藤	里美	山梨県労働委員会公益委員	平17. 7.11
勝俣	高明	山梨県労働委員会公益委員	平21. 7.22
深松	和子	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
神宮寺	宇 聡	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
青柳	和仁	山梨県労働委員会労働者委員	平17. 7.11
窪田	清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
中澤	晴親	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
萩原	雄二	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
小池	基次	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
小林	隆二	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
田中	好輔	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
松橋	勝美	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
矢澤	雄兒	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
石合	一仁	山梨県労働委員会事務局長	平23. 4.27
酒井	研一	山梨県労働委員会事務局次長	平23. 4.27
河崎	功	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平21. 4.22

平成24年3月1日現在

#### 4 事務局

昭和21年3月、労働委員会発足と同時に労働委員会の事務を処理するため、 事務局が設置された。事務局職員には事務局長、幹事、書記が法令で定められ、 創設当初は内務部長が事務局長を、勤務課(後に労政課)員が幹事又は書記を それぞれ兼務したが、昭和22年以降、次第に専任職員が委嘱され、同年10月 に至りすべて専任となり、事務局長以下15名が配置されて事務局体制が整備さ れた。

その後、昭和24年労働組合法の改正に伴い、同法施行令第21条の定めるところにより職員の身分は県吏員に切り替えられ、昭和26年9月山梨県訓令甲第22号「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」が定められて、事務局に総務・調整の2課が設置され所掌事務の範囲が明確になった。

事務局職員の定数は、昭和28年7月30日山梨県条例第22号「山梨県職員定数条例」によって16人と定められたが、その後条例改正によって職員の定数は13人と規定され現在に至っている。

昭和60年1月11日、行財政改善に関する総合福祉審議会の第二次中間答申がなされ、これに則り事務局組織をより効率的、機能的な組織とするため当労働委員会と知事部局で検討の結果、従来の2課制を廃止し、スタッフ制とすること等を内容とする基本的決定(昭和60年2月16日昭和60年度組織機構改善実施計画)が行われた。この決定を受けて従来の諸規程の整備も図られることになり、「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」は廃止され、昭和60年4月1日、新たな事務局組織は「山梨県行政組織規則」に規定されることになった。

平成16年4月1日、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となった。これにより現在の事務局の組織は次のとおりとなり、事務局職員の定数は13名であるが現員は7名となった。

事務局長 (1)	 次長 (1)	次長補佐 (審査調整指導監事務取扱)	総務審査 担当(4)
		審査調整指導監(1)	

#### 事務局職員名簿

職名	氏 名	事務局就任年月日
事務局長	石合 一仁	平23. 4. 1
次長	酒井 研一	平23. 4. 1
審査調整指導監	河崎 功	平21. 4. 1
副主幹	武井 俊人	平22. 4. 1
主査	松尾 秀樹	平23. 4. 1
副主査	藤森 淳	平23. 4. 1
主任	丹沢 さやか	平23. 4. 1

平成24年3月1日現在

#### 第3節 運 営

#### 1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法(労組法)、労働関係調整法(労調法) 及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(地公労法)等に規定されている が、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定(労組法第5条第1項、第11条)
- (2) 労働協約の拡張適用の決議(労組法第18条)
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定(労組法第27条)
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求 (労調法第42条)
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示(地公労 法第5条第2項)
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理(労調法第37条)
- (7) 争議行為発生届の受理(労調法第9条)
- (8) 労働争議の調整 (労組法第20条、労調法第12、18、30条)
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報(職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第24条)
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん(個別労働関係紛争の解決の促進に関する 法律第20条第3項、知事からの委任)

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

#### 2 会議・研修

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等にそれぞれ規定する目的を達成するために国及び各都道府県が設置する合議制の行政委員会であり、労働委員会の運営は合議制の原則からすべて会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。(なお、会議のなかには実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。)

### 第2章 会議・研修

#### 第1節 総 会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的に開催されるほか、 必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定 された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総 会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けてい る。

平成23年は第959回から第971回まで13回開催された。内容については、 以下のとおりである。

#### - 総会内容一覧 -

	心云 门谷	見						
開催	開催	出席委員						付議事項等
回数	年月日	公	益	労	動	使	用	11 14 4 74 7
959	H23.	鶴	田	神宮	寺	_	瀬	1 第958回定例総会議事録について
	1. 26	田	中	青	柳	高	尾	2 平成22年(調)第2号あっせん事件及び
		加	藤	萩	原	松	葉	事後評価について
		勝	俣	宮	坂	渡	邊	3 その他の報告事項等
		深	松					
960	H23.	鶴	田	神宮	寺	_	瀬	1 第959回定例総会議事録について
	2. 23	田	中	中:	澤	高	尾	2 平成23年(個)第1号あっせん事件につ
		加	藤	萩	原	細	田	いて
		勝	俣	宮	坂	松	葉	3 その他の報告事項等
		深	松			渡	邊	
961	H23.	鶴	田	神宮	寺	_	瀬	1 第960回定例総会議事録について
	3. 23	田	中	青	柳	高	尾	2 平成23年(個)第1号あっせん事件につ
		加	藤	中:	澤	細	田	いて
		勝	俣	宮	坂	渡	邊	3 争議行為予告に係る事件の実情につ
		深	松					いて
								4 その他の報告事項等
962	H23.	鶴	田	神宮	寺	_	瀬	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任に
	4. 27	田	中	青	柳	高	尾	ついて
		加	藤	中:	澤	細	田	2 第961回定例総会議事録について
		深	松	萩	原	松	葉	3 平成23年(個)第1号あっせん事件及び
				宮	坂	渡	邊	事後評価について
								4 平成23年(調)第1号あっせん事件につ
								いて
								5 争議行為予告に係る事件の実情につ
								いて

開催	開催			出席季	を員			
回数	年月日	公	益	労(	動	使	用	付議事項等
								6 労働組合の資格審査について(第498
								回公益委員会議決定事項)
								7 その他の報告事項等
963	H23.	鶴	田	神宮	寺	_	瀬	1 第962回定例総会議事録について
	5. 25	田	中	青	柳	高	尾	2 平成23年(調)第1号あっせん事件につ
		加	藤	中	澤	細	田	いて
		勝	俣	宮	坂	渡	邊	3 平成23年(個)第2号あっせん事件につ
		深	松					いて
								4 その他の報告事項等
964	H23.	鶴	田	神宮		_	瀬	1 第963回定例総会議事録について
	6. 22	田	中		柳	高	尾	2 平成23年(調)第1号あっせん事件につ
		加	藤		澤	細	田	いて
		勝	俣		原	松	葉	3 平成23年(個)第2号あっせん事件につ
		深	松	宮	坂	渡	邊	いて
								4 地方公営企業等の労使関係に関する
								法律第5条第2項の規定による山梨県企
								業局の非組合員の範囲の認定手続の開
								始について(第499回公益委員会議決定
								事項)
		مادعاد			T.		N-1	5 その他の報告事項等
965	H23.	鶴	田	神宮		小	池	1 会長及び会長代理の選出について
	7. 1	田	中		柳	小	林	2 あっせん員候補者の委嘱及び解任に
		加	藤		田田田	田田	中	ついて
		勝	俣松	萩	原	松	橋	
066	Н23.	深始	<u>松</u>	地合	±.	矢 小	澤	1 平代09年 年間 東地 反光 体 間 核 わ ミ ナ
966	H23. 7. 27	鶴	田	神宮青		小	池林	1 平成23年度関東地区労使関係セミナーに対する協賛名義の使用の許可につ
	1.21	田加	中藤	1.	柳田	小田	中	一に対する励負名我の使用の計判にう   いて
		勝	歴 俣		原	松	橋	
		游深	松	水八	/尔	矢	潘澤	2 第964回定例総会議事録について 3 第965回総会議事録について
		休	仏			入	平	3 第905回総会職事録について   4 平成23年(調)第1号あっせん事件及び
								事後評価について
								事後計画に JV・C  5 平成23年(個)第2号あっせん事件及び
								事後評価について
								事後計画について  6 平成23年(個)第3号あっせん事件につ
								0 千成23年(回)第358の90世の事件にう
								v、C   7 地方公営企業等の労使関係に関する
								法年第5条第2項の規定による山条原位     業局の非組合員の範囲の認定及び告示
								未向の弁組合員の配囲の認定及の音が   について(第500回公益委員会議決定事
								(第500回公益安貞云職伏足事   項)
								頃/  8 その他の報告事項等
								ο てい他の報百争供守

開催	開催			 出席委員			
回数	年月日	公	益	労働	·   使	用	付 議 事 項 等
967	Н23.	鶴	田	神宮寺		池	1 第966回定例総会議事録について
	8. 24	田田	中		1	林	2 街頭啓発活動の実施について
	0.21	加	藤	窪 田		中	3 平成23年(個)第3号あっせん事件につ
		勝	俣	中 澤		橋	いて
		深	松			澤	4 平成23年(個)第4号あっせん事件につ
		214	,	/// ///		•-	いて
							5 平成23年(個)第5号あっせん事件につ
							いて
							6 平成23年(個)第6号あっせん事件につ
							いて
							7 その他の報告事項等
968	Н23.	鶴	田	神宮寺	小	池	1 第967回定例総会議事録について
	9. 28	田	中	青 柳	小	林	2 平成23年(個)第3号あっせん事件及び
		加	藤	窪 田	田	中	事後評価について
		勝	俣	萩 原	矢	澤	3 平成23年(個)第5号あっせん事件につ
		深	松				いて
							4 平成23年(個)第6号あっせん事件につ
							いて
							5 平成23年(個)第7号あっせん事件につ
							いて
		. 1 1.		t t a tar ta	<b>.</b>		6 その他の報告事項等
969	H23.	鶴	田	神宮寺		池	1 第968回定例総会議事録について
	10. 26	田	中	青柳		林	2 平成23年(個)第5号あっせん事件及び
		加	藤	窪 田	1 -	中	事後評価について
		勝			松		3 平成23年(個)第6号あっせん事件につ
		深	松	萩 原 	矢	澤	いて 4 平成23年(個)第7号あっせん事件につ
							4 平成23年(個)第7号あっせん事件につ    いて
							いて
970	Н23.	鶴	田	神宮寺	小	池	1 第969回定例総会議事録について
	11. 22	田田	中	窪 田		林	2 平成23年(個)第7号あっせん事件及び
	11.22	加加	藤	中澤	1	中	事後評価について
		勝	俣			- 橋	3 争議行為予告に係る事件の実情につ
		深	松		矢	澤	いて
						- ,	4 その他の報告事項等
971	Н23.	鶴	田	神宮寺	小	林	1 第970回定例総会議事録について
	12. 21	田	中	青 柳		橋	2 争議行為予告に係る事件の実情につ
		加	藤	窪 田			いて
		勝	俣	中 澤			3 その他の報告事項等

#### 第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、さらに地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

平成23年は第498回から第500回までの3回開催された。内容については、 以下のとおりである。

#### - 公益委員会議内容一覧 -

開催回数	開 催年月日	出席 委員	付 議 事 項
498	H23. 4.12	鶴田加勝深	第39期労働委員会労働者委員推薦に係る労働組合資格審査について
499	H23.6 16~20 (持ち 回り)	鶴田加勝深	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の 規定に基づく山梨県企業局における使用者の利益代表者 の範囲に係る認定手続の開始について
500	H23. 7. 1	田加勝保松	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の 規定に基づく山梨県企業局における使用者の利益代表者 の範囲に係る認定及び告示について

#### 第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国またはブロック単位で定期的に開催し、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

平成23年の開催状況は、以下のとおりである。

### 1 連絡協議会

### 【全国会議】

### 第 66 回全国労働委員会連絡協議会総会(東京都)

開催年月日	$23.11.10 \sim 23.11.11$
開催場所	東京都中野区の中野サンプラザ
出席委員	(公)田中、勝俣、(労)神宮寺、窪田、(使)小池、小林
議題	1 労働委員会の活性化に向けた取組(中労委公労使委員提案) 2 和解手続きが長期化した事件への対応について(北海道・東 北ブロック公労使委員提案) 3 地方公務員における転籍前に行う転籍後の使用者との団体交 渉(九州ブロック公労使委員提案)

### 【ブロック会議】

### (1) 第126回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(長野県)

開催年月日	23. 5. 17 ~ 23. 5. 18
開催場所	長野県長野市 ホテル国際21
出席委員	(公)田中、加藤、(労)萩原、中澤、(使)一瀬、高尾
議題	1 【講演】迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策について(長野県提案) 2 長期間にわたり労使紛争を繰り返す当事者に対する労働委員会の関与について(茨城県提案)

# (2) 第 127 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(群馬県)

開催年月日	$23.9.8 \sim 23.9.9$
開催場所	群馬県高崎市 ホテルメトロポリタン高崎
出席委員	(公)加藤、深松、(労)青柳、窪田、(使)小池、田中

議	題	1 審査計画の策定・遂行と和解折衝との関係について(長野県 提案)
		2 労働委員会の活性化について~これまでの取組と今後労働委員会活性化のための検討委員会で議論する早期に対処すべき課題について~(群馬県提案)

### 2 連絡会議

### 【全国会議】

### (1)全国労働委員会会長連絡会議(広島県)

開催年月日	23. 6. 10
州惟十月日	23. 0. 10
開催場所	広島県広島市 ANAクラウンプラザホテル広島
出席委員	鶴田
議 題	労働委員会の活性化の現状と課題について

### (2) 全国労働委員会事務局長連絡会議(広島県)

開催年月日	23. 6. 9
開催場所	広島県広島市 ANAクラウンプラザホテル広島
議題	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 労働委員会活性化のための検討委員会第一次報告書の実施状況について 4 第2期労働委員会活性化のための検討委員会の検討状況について 5 第1回公労使新任委員合同研修について 6 第66回全労委総会について 7 次回の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催地について

### (3) 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

平成23年においては、開催されなかった。

### 【ブロック会議】

### (1)関東ブロック労働委員会会長連絡会議(新潟県)

開催年月日	23. 9. 2
開催場所	新潟県新潟市 新潟東急イン
出席委員	鶴田
議題	1 あっせん案の文言を労使双方で異なる解釈を行ったため、事件解決後に問題や疑義が生じた事案の有無及びその対処について(新潟県提案)
	2 「労働委員会活性化のための検討委員会」第2次報告書及び第 3期の課題に対する見解等について(新潟県提案)

### (2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(長野県)

開催年月日	23. 5. 17
開催場所	長野県長野市 ホテル国際21
出席委員	田中、加藤
議 題	団体交渉における交渉の行詰りについて(長野県提案)

### (3) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (群馬県)

開催年月日	23. 9. 8
開催場所	群馬県高崎市 ホテルメトロポリタン高崎
出席委員	加藤、深松
議題	任意的団交事項に係る不当労働行為の成否について(群馬県提 案)

### (4) 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

平成23年においては、開催されなかった。

### (5) 西関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議・実務担当者会議

平成23年においては、開催されなかった。

### 3 その他の会議

#### 【全国会議】

### (1) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議(東京都)

開催年月日開催場所	23. 11. 21 東京都港区 労働委員会会館
議  題	1 調整業務の運営について 2 2011年運動方針の傾向(春闘総括を含む) 3 特定独立行政法人等及び公務員制度をめぐる動向 4 賃金事情等総合調査について 5 労働委員会の活性化のための検討委員会の動き 6 都道府県労働委員会からの事例報告 ① 集団的労働紛争事件における特徴的な事例・工夫を要した事例について ② 個別労働紛争事件における特徴的な事例・工夫を要した事例について

### (2) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議(東京都)

開催年月日	23. 11. 22
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議題	1 最近の和解事例の動向について 2 三者委員による解決策の勧告について

### 【ブロック会議】

#### (1) 関東ブロック労委労協幹事会(東京都)

開催年月日	$23.11.20 \sim 23.11.21$
開催場所	東京都荒川区 ホテルラングウッド
出席委員	神宮寺
議題	1 第127回関ブロ三者協、第66回全労委総会・労委労協総会報告

- 2 第34回関ブロ総会・研修会の内容について
- 3 次期役員体制について
- 4 全労委活性化検討委員会など今後の労委制度改革について

#### (2) 関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

平成23年においては、開催されなかった。

#### (3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

平成23年においては、開催されなかった。

#### 第4節 研修

事件の申請(申立て)があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有 化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の 研修に積極的に派遣している。

平成23年に実施または派遣した研修は、以下のとおりである。

### (1)事例研修

実施年月日	講師または説明者	テーマ
23. 1. 26	加藤委員 入倉副主幹	派遣労働者との団体交渉について (論点別調整事件解説vol.1)
23. 2. 23	勝俣委員 武井主査	整理解雇の相当性について (論点別調整事件解説vol.1)
23. 3. 23	深松委員 北村主査	試用期間延長及び本採用拒否につい て(論点別調整事件解説vol.2)
23. 4. 27	武井副主幹	長期間にわたり労使紛争を繰り返す 当事者に対する労働委員会の関与につ いて(関ブロ三者協議会議題) 団体交渉における交渉の行き詰りに ついて(関ブロ公益委員会議議題)
23. 5. 25	鶴田会長 武井副主幹	労組法上の労働者性 (論点別調整事件解説vol.2)

実施年月日	講師または説明者	テーマ
23. 6. 22	鶴田会長 藤森副主査	採用内定取消し (論点別調整事件解説vol.3)
23. 7. 1	河崎審査調整指導監	労働委員会の役割、業務内容等 (新任委員のみ)
23. 7. 27	田中会長代理 松尾主査	ユニオン・ショップ協定の効力及び 唯一交渉団体条項(論点別調整事件解 説vol.3)
23. 8. 24	①青柳委員 藤森副主查 ②加藤委員 武井副主幹 ③深松委員 松尾主查	① 審査計画の策定・遂行と和解折衝 との関係について(関ブロ三者協議会 議題) ② 労働委員会の活性化について(関 ブロ三者協議会議題) ③ 任意的団交事項に係る不当労働行 為の成否について(関ブロ公益委員会 議議題)
23. 9. 28	小林委員 (労働審判員)	労使紛争解決のための着眼点と説得 方法
23. 10. 26	武井副主幹	地方公務員における転籍前に行う転 籍後の使用者との団体交渉(全労委総 会議題)
23. 11. 22	深松委員 藤森副主査	変形労働時間制の導入及び就業規則 の変更(論点別調整事件解説vol. 2)
23. 12. 21	勝俣委員 松尾主査	成果主義人事制度の導入とその運用 (論点別調整事件解説vol.3)

# (2) 関係機関研修

	実施年月日	講師	テーマ
•	23. 4. 27	武井輝幸中小企業労 働相談所相談員	平成22年度中小企業労働相談所利用 状況について

# (3) 外部研修

### ○委員対象の研修

○ 安員対象の	10711多		
実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
23.2.6~7 埼玉県さいた ま市 (ラフレ さいたま)	関東ブロッ ク労委労協 研修会	(労働者 委員) 神宮寺 中澤	講演 集団的労使紛争および特徴的事例 報告
23.9.1~2 東 (竹 () () () () () () () () () () () () ()	公労使委員合同研修	(員勝(委窪(委小小田松矢公)侯 労員軍 使員池林中橋澤益 者 者	[全体] 講演 労働委員会実務の諸問題 労労働委員会の本的考え方について 「公畜を関連を受害者」を修修を 「会をを受ける。」を修修を 「会ををして、「公畜を関連を、は、「会をでして、」」、「会をでして、「会をでして、「会をでして、」」、「会をでして、「会をでして、」」、「会をでして、「会をでして、、」」、「会をでして、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、「会をでして、、」、「会をでして、、」、「会をでして、、、」、「会をでして、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
23.9.17 東京都港区 (連合東京)	関東ブロッ ク労委労協 委員研修会	(労働者 委員) 青柳	講演 労働協約と地域的拡張適用 合同労組の現状と存在意義

# ○事務局職員対象の研修

		T	1
実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
23.2.8 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労働 委員会事務 局専門研修 「審査科」	武井主査	講義 労働組合法上の労働者性をめぐっ て
23.6.6~8 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 審査コース	松尾主査	講演 労働委員会事務局職員に望むこと これからの労働委員会の在り方 労働法の基礎 講義 不当労働行為に審査手続について 命令書(案)の起案のための作業手順 演習 不利益取扱い及び支配介入 団交拒否を中心として
23.6.6~8 東京都港区 (労働委員会会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 調整コース	藤森副主 査	講演 労働委員会事務局職員に望むこと これからの労働委員会の在り方 労働法の基礎 講義 調整関係労働法制について 一般企業労働関係調整業務 労使関係の特徴と調整業務 済度関係の特徴と調整業務 演習 集団あっせん (上部団体の団体交渉権)
23.9.26 ~10.4 场玉県朝霞市 (労働大学校)	労働委員会 事務局職員 専門研修	松尾主査藤森副主査	講義 不当労働行為審査手続の要点 事実認定上の留意点 労働基準法のポイント等 実務経験からみた和解の留意点 労働組合法上の労働者性 演習 命令原案作成、不当労働行為演習 審問見学

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
23.10.3 東京都港区 (労働委員会 会館)	関東地区労使関係セミナー	丹沢主任	講演 個別労働紛争の解決手続をめぐる 現状と課題ーハラスメント紛争を素 材にして
23.11.18 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労働 委員会事務 局専門研修 「審査科」	藤森副主 查	講義 最近の労働判例の動向について

### 第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合、労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。このため、申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

平成23年中に取り扱った資格審査は7件あり、内容については次のとおりである。

区分	係属	補正		終結状況			翌年
区分	件数	勧告	適合	不適合	打切り	取下げ	繰越し
不当労働行為							
法人登記							
委員推薦	7		7				
総会の決議							
計	7		7				

第1表 資格審查件数表

第2表	資格審查取扱事件-	_ 黔主
<i>ත 4</i> 衣	貝俗金组以似事件	一見衣

事件 番号	労働組合名	申 請年月日	申請理由	終 結 年月日	終結 結果
23-1	JAM甲信宮入バルブ労働組合	23. 3. 24	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-2	東京電力労働組合山梨総支部	23. 3. 24	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-3	三井金属韮崎事業所労働組合	23. 3. 29	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-4	甲府明電舎労働組合	23. 3. 29	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-5	ルネサステクノロジ労働組合甲府 支部	23. 3. 29	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-6	NTT労組山梨分会	23. 3. 31	委員推薦	23. 4. 12	適合
23-7	自治労全国一般山梨中小労働組合	23. 3. 31	委員推薦	23. 4. 12	適合

#### 第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

平成23年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

#### 第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

#### 使用者が

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、または介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てが あったときに、申立内容を審査し、命令(救済・棄却)又は決定(却下)を発 する。

平成23年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件はなかった。

### 第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令(救済・棄却) 又は決定(却下)について不服のある当事者は中央労働委員会に再審査の申立 てを行うことができる。

平成23年に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り 扱った事件はなかった。

#### 第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令(救済・棄却) 又は決定(却下)について不服のある当事者は地方裁判所に取消しの訴えを提 起することができる。

平成23年中に山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件はなかった。

#### 第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議 行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨 を通知しなければならず(第10章参照)、労働委員会がこれに違反すると疑わ れる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければなら ない。また、違反した場合、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求 (処罰請求) することができる。

平成23年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

# 第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者 の範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

平成23年に取り扱った認定及び告示は、山梨県企業局に係る1件であり、役職の設置に伴うものであった。

本件については、平成23年6月16日及び20日に持ち回り審議の方法で開催した第499回公益委員会議において認定手続の開始を決定し、調査の後、7月1日に開催した第500回公益委員会議において認定を行ない、7月11日に告示した。

認定した山梨県企業局における使用者の利益代表者の範囲は次のとおりである。

勤務場所	労働組合法第2条第1号に規定する者
局本庁	局長、企業理事、次長、技監、参事、企画調整主幹、主幹(局付の者に限る。)、課長、総括課長補佐、課長補佐(課長の事務を代決する者並びに総務担当の者、財務担当の者及び経営企画担当の者に限る。)並びに総務担当の職員(課長補佐の職にある者を除く。)のうち人事、給与、労務及び秘書に関する事務を担当する者
事業所	所長及び次長

#### 第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

#### 1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、 労働委員会と知事にその旨を通知(争議行為予告通知)しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する恐れがある状態を労働争議といい、 公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を 調査しなければならない。

#### 2 処理状況

平成23年中に受理した争議行為予告通知は次表の者からの2件であり、それ ぞれ実情調査を行なった。

	- ^/ - プローマー・	=
平成23年争議行	為予告通知者及び実情調査結果-	
	<b>动了百世和有及U关用则宜加木</b>	- H 7V
		元八

通知者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議終 結 日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1, 005	賃上げ、夏季 一時金等	23. 2. 28	23. 4. 21	解決	なし
山梨民主医療機関労働組合	1, 040	年末一時金等	23. 10. 31	23. 11. 28	解決	あり

### 第11章 争議行為発生届の受理

#### 1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会または知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を 契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は、必 要に応じその実情を調査する。

#### 2 処理状況

平成23年中に受理した争議行為発生届は次表の者からの1件であった。 なお、公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。(第10章参照)

平成23年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

届出者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為 実 施 日	労働争議 終 結 日	終結事由	予告 通知
山梨民主医療 労働組合	1,040	年末一時金等	23. 11. 14	23. 11. 11	23. 11. 28	解決	あり

### 第12章 労働争議の調整

#### 1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話し合いが進まず、 自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、 申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、 「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

平成23年に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。 終結状況は解決が1件であり、合同労組からの申請であった。

平成23年調整事件一覧表

事件番号	業種	組合員数	調整事項	申請日 あっせん員 指 名 日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理 日数
00 1	卸売業・	20	解雇の	23. 4. 5	(公) 田中正志	0	格刀 シナh	00 6 00	0.5
23-1   小売業			23. 5. 20	(労) 宮坂兼夫 (使) 一瀬茂夫	2	解決	23. 6. 28	85	

処理日数は申請日から終結日までの歴日数

#### 第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

#### 1 事件の処理状況

近年、労働組合未加入者の増加、人事労務管理の個別化、就労形態の多様化による派遣契約労働者やパートタイム労働者等の非正規労働者の増加などを背景として、個々の労働者と使用者との間の紛争が増加している。

こうした中、平成13年10月施行の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律では、地方公共団体は個別労働関係紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされ(第20条)、あっせんについては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

平成23年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は7件であり、 内容については以下のとおりである。

平成23年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号業種	あっせん 事 項	申請日	あっせん員	調整回数	終結	終結日	処理	
番芳	, , , ,	事 垻	あっせん員 指 名 日	,	回数	区分	7.77617	日数
23-1	製造業	得べかりし賃金等の支払い	23. 2. 18	(公) 鶴田和雄 (労) 青柳和仁	2	解決	23, 3, 23	34
20 1	<b></b>	経済的損害等による賠償金の支払い	23. 2. 18	(使) 渡邊征夫	2	万千ひく	43. 3. 43	01
23-2	建設業	異動の取消 賃金評価の見直し	23. 5. 18	(公) 勝俣高明 (労) 神宮寺聡	1	打切	23, 7, 6	50
20 2	在以来	賃金の改善等	23. 6. 3	(使) 一瀬茂夫	1	11 90	23. 1. 0	50
23-3	複合 サービ	解雇の撤回	23. 6. 24	(公) 加藤里美 (労) 中澤晴親	3	解決	23. 8. 23	61
25 5	ス業		23. 7. 8	(使) 小林隆二				
23-4	卸売業・	65歳までの雇用継続 雇い止めの場合は、経済的・精神的	23. 8. 2	_	_	取下 自主	23, 8, 18	17
20 4	小売業	損害による補償の支払い	_			解決	23. 8. 18	11
22-5	複合 サービ	発令(降格・減給)の撤回	23. 8. 2	(公) 鶴田和雄 (労) 萩原雄二	3	解決	23, 10, 4	64
23 3	ス業	職場環境の改善	23. 9. 1	(使) 松橋勝美	J	<b>月午(人</b>	25. 10. 4	04
22-6	リソーに「田川・一一一	だ パワハラの精神的苦痛・賞与の評価 不足による慰謝料の支払い	23. 8. 9	(公) 深松和子 (労) 神宮寺聡	0	打切	23. 10. 11	64
23-0			23. 9. 2	(使) 矢澤雄兒				04
23-7		福 賞与・昇給に係る勤務評価の適正化 とその未払い賃金の支払い	23. 9. 9	(公) 田中正志 (労) 青柳和仁	2	打切	23. 11. 2	55
23-1	祉業	同勤務評価の説明・開示	23. 9. 26	(使) 小池基次	۷		۷۵. 11. ۷	ออ

処理日数は申請日から終結日までの歴日数

#### 3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の 労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会 でも労働相談を直接受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行 できるようにした。

平成23年に受け付けた労働相談件数は144件であった。

なお、平成23年の労働相談は全て事務局職員が対応した。

労働相談件数一覧表

万惻	相談件数一覧	<b>記</b> 表			
区分	相談・助言				
紛争内容	労働者	使用者	双方	計	
実 件 数	137	7	0	144	
経営又は人事	46	2	0	48	
ア解雇	25	2		27	
1 配置転換、出向・転籍	4			4	
∮復職				0	
ェ 懲戒処分	4			4	
オ退職	11			11	
カ 勤務延長、再雇用				0	
ま その他経営又は人事	2			2	
賃金等	56	3	0	59	
り賃金未払	27		COMPANIE MANAGEMENT AND	27	
ケ 賃金増額				0	
コ 賃金減額	5	2		7	
サー時金				0	
シ 退職一時金	6			6	
ス 解雇手当	3			3	
セ 休業手当	1	1		2	
ソ 諸手当	4			4	
タ その他賃金	10			10	
チ 年金(企業年金・厚生年金等)				0	
労働条件等	26	1	0	27	
ツ 労働契約	7	1		8	
テ 労働時間	6			6	
ト 休日·休暇	1			1	
ナ 年次有給休暇	3			3	
ニ 育児休業・介護休業				0	
ヌ 時間外労働	transferantement recorrece transferantement transferantement recorre			0	
ネ 安全・衛生	1			1	
ノ 福利厚生制度	1			1	
ハ 社会保険	1			1	
ヒ 労働保険	4			4	
フ その他の労働条件等	2			2	
職場の人間関係	13	0	0	13	
へ セクハラ	1			1	
ま パワハラ・嫌がらせ	12			12	
その他	22	2	0	24	
マその他	22	2	STOCK CONTROL OF THE	24	
延べ件数	163	8	0	171	

## (資料1)年別·労働組合資格審査状況

平成23年12月31日現在

					r+ ≥±-	rm 🖶				半月		2月31日	現在
分					申請	埋田					結果		
年	申請件数	係属件数	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	争議調整	その他	補正勧告	資格あり	資格なし	打切りげ	翌年繰越
S21~30	864	864	687	13		46	42	76					
31~40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41~50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51~60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61~H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
H8~12	37	38	29	5	3				6	30		6	2
13	19	21	16	2	1				3	18		1	2
14	2	4			2				1	4			
15	12	12	11		1				1	11			1
16	2	3		2						1		2	
17	11	11	11						1	11			
18													
19	11	11	11						1	11			
20	1	1		1						1			
21	12	12	11		1					8		4	
22													
23	7	7	7							7			
計	2,101	-	1,753	122	40	68	42	76	(80)	(1,143)	(2)	(92)	-

(注) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

## (資料2)年別·不当労働行為救済申立事件申立状況

区 分				申立人					申立	<del></del>	<u> (43+1</u>	2月31日	1 5元1工
\ 分						旧			労働組	組合法	第7条		
年	申立件数	係属件数	個人	組合	個人・組合	労調法第 40 号	1 号	2 号	3 号	1 • 2 号	1 · 3 号	1 2 · 3 号	2 · 3 号
S21~30	21	21	6	15		5	4		1		9	2	
31~40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6	
41~50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4
51~60	17	20		10	7			2	3		9		3
61~H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1
8~12	4	6		2	2						1	3	
13	1	2		1								1	
14		1											
15													
16	1	1			1						1		
17													
18													
19													
20	1	1		1								1	
21		1											
22													
23													
計	119	_	8	80	31	5	8	6	12	2	56	22	8

## (資料3)年別·不当労働行為救済申立事件終結状況

								平成23	年12月3	Ⅰ卩現仕
区 分					j	終結状況	1			
	т.	K		ŕ	命令•決定	Ē				
年	申立件数	係属件数	処罰請求	救済	一部救済	棄却	却下	和解	取下げ	繰越し
S21~30	21	21	1		2		1	16		1
31~40	17	18						16		2
41~50	46	48		2	6		1	27	9	3
51~60	17	20		2	3	1		11	2	1
61~H7	11	12			4			5	1	2
8~12	4	6						5		1
13	1	2			1					1
14		1		1						
15										
16	1	1						1		
17										
18										
19										
20	1	1								1
21		1						1		
22										
23										
# <u></u>	119	_	1	5	16	1	2	82	12	_

## (資料4)年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

	年	S21	31	41	51 \	61 \( \)	8	9	10	11	12	13	14	計
産	<b>業別</b>	30	40	50	60	H7	0	J	10	11	12	10	11	н
農	皇業・林業・漁業	1												1
釖	業													0
建	設 業													0
	食 料 品 製 造 業	4	1											5
	繊維工業·繊維製品製造業	6			1									7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1										3
製	パルプ、紙、紙加工品製造業	2												2
`#:	出版、印刷、同関連産業			1										1
造	化 学 工 業		1	2										3
業	窯 業、土石 製品 製造業			3	2									5
	金属製品製造業			8	1									9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1								6
	その他製造業		3	4	2									9
電	意気、ガス、水道業													0
通	重 輸 通 信 業		1	18	5	4								28
角	〕 売 業 、 小 売 業	2	1	1				1			1			6
金	· 融、保険、不動産業	2	2											4
サ	医 療 業		2	4	1	1								8
ービス	教育		2	3										5
業	その他サービス		3		3	5		2				1		14
生		1												1
そ	の他													0
	計	21	17	46	17	11	0	3	0	0	1	1	0	117

$\overline{}$		1 1	<u> </u>				1	<del>\\ \\ \</del>	<u> </u>	-12月3	1日現在
産業	年 養別	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
農	:業・林業・漁業										0
鉱	業										0
建	設 業										0
	食 料 品 製 造 業										0
	繊維工業・繊維製品製造業										0
	木材、木製品、家具装備品製造業										0
製	パルプ、紙、紙加工品製造業										0
造	印刷、同関連産業										0
坦	化 学 工 業										0
業	窯業、土石製品製造業										0
	金属製品製造業										0
	機械器具製造業										0
	その他製造業										0
電	芸気、ガス、熱供給、水道業										0
情	報通信業										0
運	輸業										0
卸	元 業 、 小 売 業										0
金	:融、保険、不動産業										0
飲	(食店、宿泊業						1				1
医	療、福祉		1								1
教	(育、学習支援業										0
サ	ービス業、複合サービス業										0
公	. 務										0
そ	の他										0
	計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2

(注)平成15年以降は新産業分類基準による分類

### (資料5)年別‧調整事件申請状況

	年	S21 ∼	31 ∼	41 ~	51 ∼	61 ~	8	9	10	11	12	13	14
調惠	<b>隆</b> 事項	30	40	50	60	H7	O	J	10	11	12	10	14
	(申請件数)	169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2
	賃金増額	26	54	53	45	7	1						
賃	一時金	2	37	49	37	12	1			1	1		
金金	諸手当	4								1			
金制	その他賃金関係	16	5		3	3					2		
נימו	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	1			1	1		2
	解雇手当休業手当	26		2									
給上	労働時間			10	2								
与以	休日、休暇					1							
外の当	作業方法の変更												
労働を	定年制					1							
条件	その他労働条件	4	11	11	4			1					
	事業休廃止操短時	6	3	1									
(ry	企業合併												
経	人員整理												
営	配置転換		2	3	1								
又は	解雇	20	10	19	9	4					2		1
は	その他経営人事				1	1							
人事	福利厚生												
<b>₽</b>	団交促進	4	10	43	21	2					3	2	
	事件協議制												
組	1合承認活動	2		1	1	2							
揺	3的締結等	17	6	1									
そ	-の他	7	4	2	1	2							
	** <del>*</del>	169	155	202	126	37	3	1	0	3	9	2	3
		(沙) 7	レ ローナック	Eすで <i>l</i>	ナ1 声が	+17.0	ハアナ	- <del>7 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - </del>	日本十	7五子.17	# r# a	っ ニコナ	<b>計</b> て

(注)平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

_							•	半成.	23年12	2月31	日現在
調整	年 逐事項別	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
	(申請件数)	2	2	3	3	3	1	3	2	1	721
	賃金増額							1			187
任	一時金				2	2					144
賃 ^	諸手当			1							6
金	その他賃金関係			1				2			32
制	退職一時金、年金	1									64
	解雇手当休業手当	1									29
給	労働時間										12
与以	休日、休暇										1
外の当	作業方法の変更										0
労働条	定年制										1
条件	その他労働条件										31
	事業休廃止操短時										10
lest	企業合併										0
経	人員整理										0
增 1	配置転換							1	1		8
又	解雇・雇止め			1	1	1	1	3	2	1	75
は	その他経営人事		1	1	1						5
人事	福利厚生										0
<del>*</del>	団交促進		1	2	1	1	1	2			93
	事件協議制										0
組	1合承認活動										6
搖	<b>B</b> 約締結等										24
そ	の他										16
	計	2	2	6	5	4	2	9	3	1	_

## (資料6)年別・調整事件終結状況

#### (注) 上段-あっせん 下段-調停

	年	S21	31	41	51 \	61 \$	8	9	10	11	12	13	14
終結		30	40	50	60	H7							
	あっせんにおける不開始												
指	調停における取下げ勧告												
名	仲裁における取下げ勧告												
前	取下げ	5	10	14	6	1							
	移管												
	取下げ	13	11 3	13	13	5					1	2	
	打切り	22 5	36	56	45	9	1	1		1			1
指名	解決	114 8	91 3	119 1	62	21	1			1	3		1
後	裁定												
	不調	1	1										
	移管												
	計	154 14	148 7	202 1	126	36	2	1		2	4	2	2
	翌年の繰越し	1	1			1							

							半月	或234	<u> 丰12)</u>	月31 F	∃現在
終結	年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
	あっせんにおける不開始							1			1
指	調停における取下げ勧告										
名	仲裁における取下げ勧告										
前	取下げ				1						37
	移管										
	取下げ		1	1				1			61 3
	打切り	1	2		2		2	1	2		182 5
指	解決			1	1	2				1	418 12
名後	裁定										
	不調										2
	移管										
	計	1	3	2	4	2	2	3	2	1	699 22
	翌年の繰越し	1		1		1					

## (資料7)年別産業別・調整事件申請件数

	集別 年	S21	31 \	41	51 \	61 S	8	9	10	11	12	13	14	計
生	表別	30	40	50	60	H7								
農	き 業 ・ 林 業 ・ 漁 業 	4												4
釖	業	6	1											7
建	設業	5	1										1	7
	食 料 品 製 造 業	16	4		2									22
	繊維工業·繊維製品製造業	42	58	38	6	4				1				149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1									35
製	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2											7
`#-	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2								11
造	化 学 工 業	1	3		2									6
業	窯 業 、土 石 製 品 製 造 業	6	2	3	27	6								44
	金属製品製造業	8	1		3									12
	機械器具製造業	9	15	25	17	6								72
	その他製造業	8	7	4			1							20
電	意気、ガス、水道業		1			1								2
	重 輸 通 信 業	5	30	82	51	8					1			177
鱼	〕 売 業 、 小 売 業	2	7	13	2	1						1		26
金	≳融、保険、不動産業	4	6											10
サ	医 療 業		1	10	3	1				1				16
ービュ	教育	1	7	10	1							1		20
ス 業	その他サービス	9	1	5	11	8		1			3		1	39
分		12	1	1										14
そ	の 他			1										1
	計	169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2	701

_							-	平成25	3年12	月31日	現在
産業	年 巻別	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
農	:業・林業・漁業										
鉱	業										
建	設 業										
	食料品製造業										
•	繊維工業·繊維製品製造業										
	木材、木製品、家具装備品製造業										
製	パルプ、紙、紙加工品製造業										
S.d.	印刷、同関連産業										
造.	化 学 工 業										
業	窯業、土石製品製造業										
	金属製品製造業										
	機械器具製造業						1				1
	その他製造業										
電	Z気、ガス、熱供給、水道業										
情	報 通 信 業										
運	· 輸 業 · 郵 便 業			1		1		1	1		4
卸	一 売 業 、 小 売 業			1	2	1				1	5
金	:融、保険、不動産業										
飲	(食店、宿泊業										
医	療、福祉		1					1			2
教	:育、学習支援業										
サ	ービス業、複合サービス業	2			1	1		1	1		6
公	務		1	1							2
そ	の他										
	 카	2	2	3	3	3	1	3	2	1	20
				ナ.い.10女							

(注)平成15年以降は新産業分類基準による分類

## (資料8)年別・個別あっせん事件申請・終結状況

平成23年12月31日現在

現在
合計
19
19
9
2
8
3
1
2
1
3
1
2
2
3
1
7
4
9
3
12

※1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

# 山梨県労働委員会年報

平成23年版

平成24年3月 発行

### 編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8753~8756

(055) 223-1826 (直通)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP http://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html